

セーリングスピリッツ協会規則



Sailing Spirits

2000年4月 1日 制定

2001年4月 1日 改正

2001年8月 13日 改正

2002年3月 31日 改正

2004年4月 1日 改正

2006年7月 1日 改正

2008年7月 1日 改正

2010年4月 1日 改正

2012年6月 1日 改正

2012年8月 20日 改正

2013年5月 1日 改正

発行 セーリングスピリッツ協会

1 総則及び組織運営

1. 1 名称

本協会の名称をセーリングスピリット協会（以下協会と言う。）とする。
事務局を日本国内に置く。

1. 2 目的

セーリングの技術を競い合いかつセーリングそのものを楽しむことを目的に、全てのセーリングスピリット級が同一の性能を保持するよう適切な管理をする。

1. 3 義務

セーリングスピリット級の乗員及び会員、役員、アドバイザー、ビルダーは艇の安全性・耐久性、その他性能の向上のために、そして協会規則の改善のために協力し情報を提供しなければならない。

1. 4 レース

(1) セーリングスピリット級のレースは、協会により製造を許可されたビルダーが協会に登録された建造仕様書図書にしたがって製造した艇体、装備、帆装品、スパー、セール、バテンのみを用い、クラス規則に従って行われるものとする。

(2) レースに参加する艇は年度登録をされていなければならない。

(3) 艇体番号とセール番号は同一でなければならないが、双方の艇が年度登録をしていれば、艇体番号とセール番号と合致していなくともよい。

但し、クラス規則 2.3.2 番号の後段の免除規定に該当する艇は年度登録をしなくてもよい。

(4) シリーズのレースでは、最初のレースで使用した艇体・装備・帆装品・スパー・セール・バテンを最後まで使用しなければならない。

ただし、破損及び紛失によりレース委員会から許可された場合を除く。

(5) レースに参加する乗員は公益財団法人日本セーリング連盟のメンバーでなければならない。

1. 5 艇及びセールの登録

(1) 艇は新艇の登録と毎年度の年度登録を行わなければならない。

(2) セールは購入時に登録しなければならない。

(3) 登録シールは協会から発行され、所定の位置に貼り付けしなければならない。
年度登録シールは艇体のポート側スターン内側に貼り付ける。

(4) 艇登録料、年度登録料及びセール登録料は細則による。

1. 6 組織

協会の組織は会員、役員、顧問、アドバイザーで構成される。

1.6.1 会員

協会の会員は下記による。

- (1)当該年度に登録した艇の所有者である個人又は団体の責任者で1艇につき1名を登録した者。
(2)協会の目的に賛同し、協会に入会した個人で登録した者。

1.6.2 会費

- (1)会員で年会費を納めた者を「正会員」とする。
(2)役員は正会員でなければならない。
(3)年会費は細則で定める。

1.6.3 役員及び役員会

役員は下記のとおりとし、役員会を構成する。

会長 1名

副会長 3名以内

理事長 1名

理事 **若干名**

事務局長 **1名**

~~計測委員長~~ 1名

~~技術委員長~~ 1名

水域支部長 8名

監事 2名以内

1.6.4 支部

支部は【北海道・東北】【関東】【中部】【近畿北陸】【関西】【中国】【四国】

【九州・沖縄】の8支部の水域で構成する。

1.6.5 役員の選任

(1) 会長、副会長、理事長、**理事、監事**は正会員の中から互選により選任される。

~~(2) 事務局長、計測委員長、技術委員長、監事を会長が任命する。~~

~~(2)~~ 支部長は各支部の会員により選任される。

~~(3) 役員の中から~~ 事務局長、計測委員長、技術委員長、**広報委員長** **監事**を会長が任命する。

1.6.6 役員の任期

役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

1.6.7 役員の解任

役員が次の各号に該当するときは役員会の議決を経て、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、その職務に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他の役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(3) 本人が辞任を申し出たとき。

1.6.8 役員の職務

(1) 役員は役員会を組織し協会の業務を議決し執行する。

(2) 会長は協会を代表し会務を総理する。

(3) 副会長は会長を補佐し会長に事故あるとき、その職務を代行する。

(4) 理事長は会長及び副会長を補佐し協会の業務を掌握し執行する。

(5) 支部長は支部の活動を掌握し業務を遂行する。

(6) 監事は協会の会計及び業務の執行状況を監査する。

1.6.9 顧問

(1) 顧問は役員会の推薦に基づき若干名の顧問を会長が任命することができる。

(2) 顧問は協会の活動及び事業等について助言することができる。

1.6.10 アドバイザー

(1) アドバイザーには技術アドバイザーと水域アドバイザーとする。

(2) アドバイザーは役員会の推薦に基づき会長が任命する。

(3) アドバイザーは協会の目的の達成のために技術的な指導、助言及びセーリング指導等を行う。

1. 7 会議

会議は総会と役員会とする。

1. 8 総会

(1) 総会は会長が招集し、議長となる。

(2) 総会の構成は正会員、役員、顧問、アドバイザーとする。

(3) 定期総会は年1回とし事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

(4) その他、会長が必要と認めた時は臨時総会を開催する。

1. 9 総会の議事

(1) 事業計画及び収支予算の承認

(2) 事業報告及び収支決算の承認

(3) 規則の変更の承認

(4) その他、協会の運営に関する重要事項の承認

1. 10 役員会

- (1) 役員会は会長が招集し、議長となる。
- (2) 役員会の構成は1.6.3による役員とする。但し、顧問、技術アドバイザーも参加することができる。
- (3) 役員会は役員の過半数の出席で成立し、議事は出席役員の過半数の賛成を得て決せられる。

1. 1 1 役員会の議事

- (1) 事業計画及び収支予算の審議
- (2) 事業報告及び収支決算の審議
- (3) 規則の変更に関する審議
- (4) その他総会に提出する議案の審議
- (5) その他、協会の運営に関する必要事項の審議

1. 1 2 事業年度

協会の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日とする。

2 クラス規則

2. 1 適用範囲

クラス規則で認めているもの以外は、いかなるものも禁止する。

2. 2 用語

定義されている意味で用いられている場合、セーリング装備規則（E R S）で定義されているときは**太字**、セーリング競技規則（R R S）で定義されている場合は**斜字**で示してある。

2. 3 登録

2.3.1 クラスマーク

・ダクロンセール

クラスマークは計測図1とする。色は黒色とし、計測図2で示す位置にメインセールの第2バテンより下で第3バテンより450mm以上上で、かつリーチから500mm以上離れた位置にスターボード側を上に、重ならないように両面に表示する。

・マイラーセール

クラスマークは計測図1とする。色はメーカー指定色とし、計測図2-2で示す位置にメインセールの第3バテンより下で第4バテンより150mm以上上で、かつリーチから550mm以上離れた位置にスターボード側のみ表示する。

2.3.2 セール番号および艇体番号

全ての艇は艇登録しなければならない。艇登録名簿に記載し、艇体番号を割り当てる。

セール番号と艇体番号は同一とする。但し、艇番号及びセール番号の双方の艇が年度登録してある場合は組合せを変えてレースに参加できる。

・ダクロンセール

セール番号は単色のものを、計測図2で示すようにメインセールの第3バテンをはさんでスターボード側を上に、重ならないように両面に表示する。

・マイラーセール

セール番号は単色のものを、計測図2-2で示すようにメインセールの第5バテンをはさんでスターボード側を上に、重ならないように両面に表示する。

・番号

番号は101番から申し込み順に割り当てる。ただし、1番から97番のうち日本セーリング連盟加盟団体から希望があればその所属する都道府県に割り当てられている国民体育大会都道府県番号に該当する番号及び50を加えた番号を与える。

各都道府県連に与えられた1番から47番及び51番から97番までのセール番号の艇を廃棄し、艇登録を抹消した艇については、そのセール番号を都道府県または都道府県連盟の代表としてレースに出場する他の艇に使用してもよい。その際、廃棄した艇の年度登録は必要としない。

2. 4 價格および受注方法

“セーリングスピリッツ”の価格はビルダーからの要望を受けた上で協会が決定する。

具体的な価格は細則による。建造の注文は建造者名簿に記載されているビルダーへ注文する。

2. 5 ビルダーの定義

ビルダーとは、セーリングスピリッツ協会が建造を許可し公益財団法人日本セーリング連盟が承認した、建造者名簿に記載された建造者を指す。建造者名簿は細則による。

2. 6 建造および計測

2.6.1 協会により建造を許可されたビルダーは、協会に登録された建造仕様図書にしたがって艇体、装備、帆装品、スパー、セール、バテンを製造しなければならない。

協会は任意に、計測委員長または指名した計測員をビルダーに派遣して検査をすることが出来る。

建造図書に逸脱して製造し、協会からの改善命令に従わない場合は建造許可を取り消すことがある。建造図書に逸脱して出荷されたヨットはビルダーの責任において修正または交換されなければならない。

2.6.2 スパー、セール、バテン、センターボード、ラダー、帆装品や装備の取り付け位置は、計測図に合致しないなければならない。計測における許容誤差とは、建造時に必要となる許容誤差を意味し、設計を変更するためのものではない。許されているもの以外で特に示していない部分の公差は±15mmである。

2.6.3 計測

艇を計測に合致するよう維持するのは所有者の義務である。

本規則の“2. 7 および 2. 8”で特別に認められる変更以外、ビルダーから供給される艇体の形状・構造・装備・装備の種類・帆装品の種類・帆装品の取り付け位置・スパー・セールおよびバテンに、修理を除きいかなる追加、あるいは変更を加えてはならない。

計測の方法はセーリング装備規則 (ERS) による。艇体はその艇が建造されたときの規則により計測される。セール・帆装品・センターボード・ラダー・スパー類およびリギンは現行規則で計測される。

2.6.4 計測証明書

計測証明書は発行しない。ビルダーから出荷された“セーリングスピリッツ”は建造仕様図書に合致しているものとみなす。

2. 7 艇体・リグ・セール・帆装品等

2.7.1 艇体の仕上げ

ハルの境界層の性質を変化させる可能性のある、緩慢溶解剤の使用は禁止する。ただし、ワックスをかけたり、磨いたりしてもよい。しかし、艇を軽くしたり性能・形を変化させるための仕上げ直しは禁止する。

2.7.2 帆装

ビルダーからの出荷時に取り付けてある帆装品の位置は計測図に示す許容範囲をはずして変更してはならない。シート、ロープ類の材質・径・長さは自由とする。

ブロックの交換について制限をしない。ただしテークルに関しては変更してはならない。

ただし、テークルに関しては、2.7.2.2、2.7.2.3、2.7.2.4、2.7.2.5、2.7.2.6に示しているもの以外は変更してはならない。

2.7.2.1 メインシートは、その一端を次にあげる部位のうちの一つを用いて取り付け、トラベラーとブーム全てのブロックを通して艇内に導かれなければならない。

- ブームエンドのブロック
- ブームエンドのブロックのベケ
- ブームエンドのアイのさらに外側（スタン側）に追加で取り付けてもよいアイ
- ブームエンドのアイのさらに外側（スタン側）に開けてもよい穴を通してメインシートアンダーブロックを使用しても良い。

メインシートアンダーブロックを使用しない場合は、艇体からブロックを取りはずしてもよいし、そのブロックをブームに付いているブロックと交換して使ってもよい。

ブームへのブロックの取り付けにシャックルを1個づつ使用してもよい。

メインシートのたれ止めは、ブームに穴を開けない限り使用してもよい。方法は問わない。

2.7.2.2 ジブシートは、ジブセールのクルーボードからターニングブロックを通して、ロープガイドからジブシートカムにリードされる。ジブシートのクルーボードへの取り付けは、クルーボードのどの取り付け孔を使用しても良いが、レース中に、取り付け位置を変更してはならない。

ジブシートのテークルは、最大1/2とする。テークルはクルーボードとターニングブロックの間とする、その際にはブロックとそのブロックを止めるための金具等を使用してもよい。

ジブシートカムの高さおよび角度を調節するためのスペーサーを取り付けてもよい。その際、カムの取り付けねじを変更してもよい。

一本のセルフタックロープを取り付けてもよい。このロープの種類、長さは自由とする。

2.7.2.3 ホースロープは1本または2本のロープのみを使用し、その長さを調節してもよいが2本使用する場合は左右から1本ずつ使用しブロックに結ぶものとする。

2.7.2.4 ブームバングは、マストステップとブームへの取り付け位置をえない限り、取り回しは自由とする。マストステップとブームへのブロックの取り付けにシャックルをそれぞれ1個使用してもよい。

2.7.2.5 カニンガムは、マスト下部からコックピットのカムクリートにリードされるがリード方法は、変更してもよい。ただしカニンガムのテークルは1/8までにしてもよいが、新たにクリートを取り付けてはいけない。

2.7.2.6 アウトホールラインは、ブームの後端をとおり、セールのクルーを通してブームエンドに縛り付ける。一方のエンドはブーム前方のクリートにリードする。

セールのクルーからの折り返しついては1つのブロックとそれを止めるためのシャックルを使ってもよい。

2.7.2.7 セールをセッティングするためのブームタイの使用は任意とする。

2.7.2.8 ハイキングストラップのロープをコクピットフロアのアイに結びつける長さを調節してもよい。

2.7.3 センターボードおよびラダー

センターボードおよびラダーはオリジナルの形・厚み・断面形をえない限り、表面をサンドペーパーで仕上げ直しても良い。引き上げ用のロープ製のハンドルを取り付けてもよい。

流失防止のために各1本のロープを、センターボードおよびラダーの上部と艇体に結びつけてもよい。

2.7.4 ハイキングストラップ

ハイキングストラップは、伸縮性のない、いかなるものに交換しても良い、又パッドを取り付けても良い。フットストラップは両舷の許可された範囲の位置に2個まで取り付けてもよい。

2.7.5 バウポール

帆走時にその長さがバウ先端より1350mm以上出でてはいけない。バウポールの先端より1350mmから始まる幅2cmの内側リミットマーク（何色でもよい）を表示しなければならない。

2.7.6 インスペクションハッチ

外径直径150mm以下のねじ込み式で水密のインスペクションハッチをデッキあるいはコクピット内に取り付けても良いが、増設は修理に必要なものに限る。

2.7.7 リギン

リギンの長さは計測図3による。両舷のアップサイドステー、両舷のロアーサイドステー、フォアーステー、メインハリヤード、ジブハリヤードである。トラピーズワイヤ、ハンドル、リング等一式は何を使ってもよい。

2.7.8 その他

- ・エクステンションティラーは長さ材質とも自由とする。
- ・ダクロンセールのバテンは長さ、断面が同じであれば同等品を使ってもよい。
- ・マイラーセールのバテンは専用の指定されたバテンを使用する。
- ・標準装備のカムに使用しているフェアアリード／アイストラップは何に変更してもよい。
- ・あらゆる目的で、ショックコード及びショックコードを保持するためのプラスチックフック、シンプルまたはリング等とその取付け用ロープを使用してもよい。
- ・デッキにすべり止めを貼りつけてもよい。

- ・いかなる部位にも保護カバー用のチューブを取り付けてもよい。材質および長さは自由とする。
- ・ジェネカーバッグの寸法・材質は自由とする。
- ・すべてのロープにエンドボールを取り付けてもよい。寸法、材質、数は自由とする。
- ・メジャリングテープを貼りつけてもよい。
- ・バウポール固定プラケットの前にジェネカーの巻き込み防止用の部品を取り付けてもよい。その材質、取り付け方は任意とする。
- ・ジェネカーにシートを取り付ける場合、細い補助ロープを使用してもよい。
- ・バング用ロープ及びトラピーズに付けたショックコードのリード用のリング（又はそれに代るもの）を両サイドのガンネル部に取り付けてもよい。
- ・トラピーズのハンドルの形は自由とする。
- ・マストトップに安全対策として浮力体を取り付けてもよい。またマスト内に浮力体を挿入するためにハリヤードを外付けにしてもよい。
- ・セール及びシートの摩擦保護のためにスティ・ワイヤーに保護材（プラスチック系又はビニール系）を取付けてもよい。
- ・帆走性能に影響を与えないテープ類は使用してもよい。
- ・セールの使用方法については、どの材質のセールを組合せて使用してもよい。
- ・ヘッdstay、リギンアジャスターなどの取付け部へスペーサーなどを入れて「がた止め」をしてよい。材質についても制限しない。

2. 8 競技中の装備

2.8.1 コンパス

インスペクションハッチを除く、デッキあるいはコックピット上およびリギンのいかなる箇所に2個以下のコンパスを取り付けても良い。但し、取り付けに際しデッキ中空部に取り付けねじ以外の穴を開けてはいけない。

2.8.2 風見

風見はマストトップに1個取り付けてもよい。糸・リボンの風見・テルテールはどこに取り付けてもよい。

2.8.3 収納バッグ

新たに取り付け金具等を設置しない限り自由に取り付けてもよい。

2. 9 安全備品

2.9.1 法律で定められた安全のための備品等は装備してもよい。

2.9.2 崩航用ロープは直径5mm以上、長さ8m以上の十分な強度を持った一本の合織製で片方の端を艇に取り付ける。

2.9.3 アンカー、アンカーロープ及びパドルの搭載は任意とし、取り付けるためのアイや金具は、それぞれ2個まで新たに取り付けてもよい。

~~ベース公示（実施要項）又は帆走指示書に規定された場合に搭載するアンカー、アンカーロープ、パドルについて~~

- ・アンカー重量は1kg以上（最低重量0.6kg以上でチーンを含んでもよい。）
- ・アンカーロープは直径5mm以上、長さ15m以上の一本の合織製のロープで艇とアンカーに取り付ける。
- ・パドルは漕ぐための十分な面積、長さ及び強度をもつたものである。
- ・アンカー、アンカーロープ、パドルの取り付け方法及び位置は任意で、取り付けるためのアイや金具はそれぞれ2個まで新たに取り付けて使用してもよい。

2. 10 修理およびメンテナンス

ハル、デッキ、センターボード、ラダー、マスト、ブームあるいは艤装品や取り付け部品に破損を生じた場合、修理あるいは予備的メンテナンスは、その修理等がそのものの本質的な形状、特性あるいは機能に影響を与えないもので、これらのルールに違反しなければ行っても良い。

全ての艤装品あるいは本ルールによって認められ取り替えられた艤装品が破損した場合、計測図に適合する位置へオリジナル艤装品または同等の交換部品と取り替えてよい。

帆装品は別紙リストのとおりである。

2. 1 1 衣類および装備

乗員の内1名のみ、それ自体浮力を持つトラピーズハーネスを着用してもよい。

2. 1 2 乗員

乗員は2名でなければならない。その内の1人が身体を艇外に乗り出すためにトラピーズを使用してもよい。

2. 1 3 レースでの条件

2.13.1 RRS の規則を下記に修正して適用するものとする。

(1) RRS42.3(i)を追加する。

RRS42.3(i) レース海面全域で明らかに平均風速が8ノットを超える場合、レース委員会はRRS付則P5に従いパンピング、ロッキング、ウーチングを許可する信号を発することができる。これはRRS42.2(a)、RRS42.2(b)、RRS42.2(c)を変更している。

(2) トラピーズ・システムを使用することができる。これはRRS49.1を変更している。

2.13.2 協会規則 2.13.1 を適用しない場合はレース公示(実施要項)又は帆走指示書に「協会規則 2.13.1 を適用しない。」と記載する。

2. 1 4 広告

広告は、「ISAF広告規定」のカテゴリーCとする。

3 細則

3. 1 登録料

艇登録料 30,000円／1艇(艇登録年度の年度登録料およびセール登録料を含む)

年度登録料 3,000円／1艇／1年

セール登録料 1,500円／1枚

3. 2 價格(標準装備・帆装品含む)

950,000円(税別・工場渡し価格)

マスト・ブーム・フォイルズ・ティラー・ラダーフォルム

バウポール・セール(ジブ・メイン・ジェ勃ー)

ブロック類・ロープ類・パドル・ジェネカーバッグ等

3. 3 建造者名簿

建造者名	〒	住所	TEL.	Eメール
オクムラボート販売(株)	671-0111	姫路市的形町的形1903-2	0792-54-5630	info@okumuraboat.co.jp

3. 4 会費

正会員の年会費は5,000円とする。

4 建造仕様図書

設計者と協議の上2部作成し、設計者と協会にて保管する。

5 改正

本規則の改正は役員の過半数の賛成がなければならない。

6 施行

2000年4月 1日制定	2006年7月 1日改正	<u>2013年5月 1日改正</u>
2001年4月 1日改正	2008年7月 1日改正	
2001年8月13日改正	2010年4月 1日改正	
2002年3月31日改正	2012年6月 1日改正	
2004年4月 1日改正	2012年8月20日改正	